

「令和5年度与党税制改正大綱」について

本日、「令和5年度与党税制改正大綱」が決定された。岸田総理が掲げられている「新しい資本主義」・「デジタル田園都市国家構想」を推進しながら、地方税を巡る諸課題への対応と税収の安定確保の両面に配慮されたものとなっており、取りまとめにあられた政府・与党の関係各位の御尽力に敬意を表する。

特に、自動車税環境性能割についてインセンティブ機能が発揮されるよう税率区分が見直されたことや外形標準課税の対象から外れている実質的に大規模な法人を対象に制度的見直しを検討することとされたこと、国際課税ルールの見直しにおける「第2の柱」の導入に当たり地方の税財源が確保されることとなったことなど、これまで全国知事会が提言してきた内容などが数多く盛り込まれており、地方の声に沿った改正となることに対して感謝申し上げます。今後、自動車税や外形標準課税のあり方など、全国知事会の提言を踏まえ、さらなる検討をお願いしたい。

全国知事会としても、国と一体となって、地方部と都市部が共に輝き、コロナ禍前よりもよい日本を創生できるよう、引き続き、着実に対応してまいりたい。

社会保障関係費の増加が見込まれる中、新型コロナ対策、物価高騰・円安への対応、デジタル田園都市国家構想の推進、子育て支援の充実、地方創生の確立など、地方が責任を持って実情に沿ったきめ細かな行政サービスを担っていくためには、その基盤となる地方税財政の安定が不可欠である。

政府・与党におかれては、引き続き、地方分権を支える基盤は地方税であるとの観点から、地方税の充実と税源の偏在性が小さく税収の安定性・伸張性を備えた地方税体系の構築を図られるよう強く求める。

令和4年12月16日

全国知事会 会長

鳥取県知事 平井 伸治

全国知事会 地方税財政常任委員会委員長

宮崎県知事 河野 俊嗣

[各論]

1 自動車関係諸税について

- ・ 自動車税環境性能割については、税率の適用区分に係る燃費基準を3年間で段階的に引き上げるなどの見直しが行われた。インセンティブ機能の発揮を求めてきた全国知事会の提言を踏まえていただき、感謝申し上げます。国においては、温室効果ガス排出量の2050年実質ゼロという目標や、その達成のための環境性能の優れた自動車の普及に向けて、引き続きインセンティブ機能が発揮されるようお願いしたい。
- ・ 電気自動車等の普及等を踏まえた自動車税の課税のあり方については、今後の検討事項とされた。電動車の増加を見据えた環境変化や財政需要への適切な対応を求めている全国知事会の提言に沿った方向性を示したことについては評価するとともに、税負担の公平性を確保するため、早期に検討を進めていただきたい。
- ・ 今後、自動車関係諸税の見直しに当たっては、税収が減少傾向にある中、地方に多くの雇用を抱える自動車産業への影響に配慮しつつ、地方の財政需要に対応した税源が安定的に確保できるようにすべきである。

2 外形標準課税の適用法人について

- ・ 法人事業税の外形標準課税のあり方については、外形標準課税の対象から外れている実質的に大規模な法人を対象に、制度的な見直しを検討することとされ、この方向性は全国知事会の提言を踏まえたものとして評価する。
- ・ 今後、現行基準（「資本金1億円超」の法人）を基本的に維持しつつ、安定的な税収や税負担の公平性の確保等の観点から、減資・組織再編の動きに対応するための追加的な基準について具体的な検討を急ぐべきである。

3 国際課税ルール見直しに伴う対応について

- ・ 経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しにより、国際的に合意された最低税率までの課税を行う場合（いわゆる第2の柱）について、IIR（所得合算ルール）及びUTPR（軽課税所得ルール）は法人税及び地方法人税の課税を行い、QDMTT（国内ミニマム課税）は国・地方の法人課税の税率を前提として法人住民税・法人事業税相当分を地方法人税に含めて国で一括して課税・徴収することとされた。いずれも、全国知事会の提言を踏まえたものであり、感謝申し上げます。
- ・ 今後、多国籍企業の残余利益の一部が日本に配分され課税される場合（いわゆる第1の柱）についても、これまで国・地方で法人に対して課税を行ってきたことなどを踏まえ、地方の税源となるべき部分を含むよう検討いただきたい。その際は、納税者の事務負担等にも配慮し、地方税源部分について国が一括徴収して地方へ帰属する仕組みとするなど、適切な制度構築を図っていただきたい。